

## 広島県公安委員会告示第101号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体である社団法人広島被害者支援センター（平成17年6月27日社団法人広島被害者支援センターという名称で設立された法人をいう。）から、次のとおり住所及び援助事業を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成20年12月11日

広島県公安委員会

委員長 神 谷 ゆかり

- 1 住所及び援助事業を行う事務所の所在地  
変更前 広島市中区本通7番29号  
変更後 広島市中区立町1番24号
- 2 変更年月日  
平成20年12月12日